

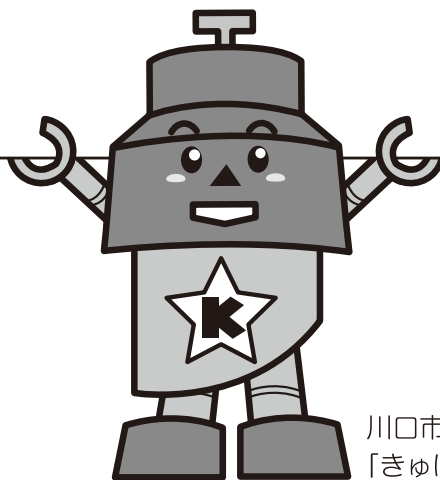
令和6年度 償却資産(固定資産税)

申告の手引き

提出期限

令和6年1月31日(水)

(提出期限間近になりますと、大変混雑いたしますので、
1月15日(月)までに、ご提出くださいますよう、
ご協力をお願いいたします。)



川口市マスコット
「きゅぼらん」

提出先及び問い合わせ先

(郵送の場合、あて名ラベルとして切り取って封筒に貼付してご利用ください)

川口市償却資産

検索

ホームページでも
ご覧になれます。

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市役所 固定資産税課
償却資産係

電話 048-259-7637 (直通)

目次

- I 償却資産の申告について
 - 申告していただく方・・・2
- II 償却資産のあらまし
 - 1 償却資産の範囲について・・・3
 - 2 償却資産の主な種類について・・・4
 - 3 国税と固定資産税の取扱いの違い・・・4
 - 4 償却資産の評価と課税について・・・5
 - 5 課税標準の特例とされる資産について・・・6
 - 6 非課税とされる資産について・・・7
 - 7 虚偽の申告及び不申告について・・・7
 - 申告対象となる主な償却資産（業種別）
 - 耐用年数表（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋）
 - 8 実地調査のお願い・・・8
 - 9 建築設備の家屋と償却資産との区分について・・・9
 - 10 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いについて・・・10
- III 償却資産申告書の書き方・・・11～14
- IV 償却資産Q & A・・・裏表紙

電子申告をされる場合

電子申告を行う場合、電子証明書等を取得されたうえで e L T A X のホームページに利用の届出を行う必要があります。

川口市ホームページ (<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>) の税制課のページ「市税の電子申告について」を参考にしてください。

償却資産申告書	①全国統一様式（第26号様式）により、記載事項の全てを記載してください。 ②自社の電子計算機を利用し申告される方は、所有者コード、評価額(ホ)欄、決定価格(ハ)欄及び課税標準額(ト)欄について、 必ず記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	① 必ず全資産を申告してください。 （資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。） ②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。 電子申告の場合には、前年度の増加・減少資産の明細書をPDF等で添付してください。 ③全資産について、評価額を記載してください。 ④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。（特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、ご協力をお願いします。） ⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。 ⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。

I 償却資産の申告について

申告していただく方

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産の申告については地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、事業用の償却資産を川口市内に所有している方（法人又は個人）は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方が申告していただくこととなりますので、この手引きを参考にいただき、期限内に提出をお願いいたします。

2 申告の方法

(1) 今年度初めて申告される方

申告の区分	提出書類 申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産・全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に令和6年1月1日現在所有する全資産を記入してください。

(2) 前年度（令和5年度）までに申告された方

申告の区分	提出書類 申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産・全資産用	減少資産用	
資産の増減がない方	○	×	×	⑩備考欄に「増減なし」と記入してください。
増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に前年中に増加した全資産を記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書（減少資産用）に前年中に減少した全資産を記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	前年中に増加した資産は種類別明細書（増加資産・全資産用）に、減少した資産は種類別明細書（減少資産用）に、それぞれ記入してください。
廃業・移転等の方	○	×	×	⑩備考欄にいつ廃業・移転したか記入してください。

※前年中とは、令和5年1月2日～令和6年1月1日までの間をいいます。
 ※種類別明細書（増加資産・全資産用及び減少資産用）の用紙が不足の場合コピーを利用していただいても結構です。
 ※郵送により申告書を提出される方で申告書控用に受付印の押印、返送を希望する方は**返信用封筒と料金分の切手**を同封してください。

3 申告書の書き方（記入例を参考に記入してください。）

- (1) **償却資産申告書** 記入例（11ページ・12ページ）
- (2) **種類別明細書（増加資産・全資産用）** 記入例（13ページ）
- (3) **種類別明細書（減少資産用）** 記入例（14ページ）

申告書の記入方法がわからない場合

下記のものをご持参のうえ、固定資産税課へお越しください。

- ・固定資産台帳
- ・法人税確定申告書（別表16）（所得税決算書）
- ・その他減価償却資産の明細のわかる書類

II 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（償却済資産を含む）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）・棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ④ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2 償却資産の主な種類について

資産の種類	細目	(例)
第1種	土木に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 ※詳しくは9ページ【9 建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
	建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
	土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベル等
	工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
	搬送設備	クレーン、コンベアー等
	その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車専用設備、機械式駐車設備等
第3種	船舶	モーターボート等
第4種	航空機	ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの。）、構内運搬車等 ※詳しくは10ページへ
第6種	工具・器具及び備品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等

3 国税と固定資産税の取扱いの違い

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	歴年（賦課期日制度）
減価償却の方法	一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の資産は、定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認める	認めない
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認める	認めない
増加償却（法人税、所得税）	認める	認める
評価額の最低限度	一般の資産は、帳簿価額が「1円」になるまで償却できる	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価

4 償却資産の評価と課税について

課税標準額	課税標準額は資産の取得時期、取得価額、耐用年数などをもとに、一品ごとに「評価額」を計算し、償却資産課税台帳に登録されたものです。また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。 ※算出した評価額が取得価額の5/100を下回る場合は、取得価額の5/100が評価額となります。
税率	1.4%
免税点	課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。 なお、150万円になるかどうかは、評価額の計算をした結果によりますので、 資産の多少にかかわらず申告をお願いいたします。
納期	年税額は5月・7月・12月・2月の4回に分けて納めていただくことになります。具体的な納期については令和5年度固定資産税納税通知書等でお知らせします。なお、市税の納付については、便利で安全な「 口座振替 」をご利用ください。
過年度課税 (地方税法17-5-5)	今回の申告で令和5年1月1日以前に取得した資産があった場合(申告漏れ等)、5年間さかのぼって課税することになります。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

【計算例】

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和5年度 評価額
ルームエアコン	R4.11	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) = 420,000円
看板(ネオンサイン)	R4.2	1,600,000円	3年	0.536	1,600,000円 × (1 - 0.536 × 1/2) = 1,171,200円
資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和6年度 評価額
舗装路面	R5.9	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) = 2,508,300円
ルームエアコン	R4.11	500,000円	6年	0.319	420,000円 × (1 - 0.319) = 286,020円
看板(ネオンサイン)	R4.2	1,600,000円	3年	0.536	1,171,200円 × (1 - 0.536) = 543,436円

参考 減価残存率早見表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
				20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

5 課税標準の特例とされる資産について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定の適用を受けるものに対しては、税負担の軽減をはかるため課税標準の特例の適用があります。これらに該当する資産を取得されたかたは、申告書の特例適用の有無の欄の有を○で囲み、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に適用条項を記入して、さらに、「課税標準の特例に係る申告書」及び施設設置届出書(写)等の添付書類をあわせて提出してください。特例に係る申告書は、川口市ホームページの固定資産税課のページ「固定資産税の軽減・特例など」に掲載しております。

以下の表は、令和5年度固定資産税についての現行法より一部を抜粋したものです。

適用条項	資産の種類	対象となる資産	取得時期適用期間	特例率	
本法附則第15条	第2項1	汚水又は廃液の処理施設 (わがまち特例)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置など	令和6年3月31日までに設置されたもの 期限なし	2分の1
	第2項5	公共下水道に係る除害施設 (わがまち特例)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置など	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに設置されたもの 期限なし	5分の4
	第25項	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光、風力) (わがまち特例)	太陽光は、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得された自家消費型発電設備 風力は、経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得されたもの 取得から3年間	太陽光 1,000kw未満 風力20kw以上 2分の1
					太陽光 1,000kw以上 風力20kw未満 12分の7
					地熱1,000kw未満 バイオマス 10,000kw以上 20,000kw未満 2分の1
第32項	企業主導型保育事業の用に供する資産 (わがまち特例)	子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業者等が一定の保育に係る施設を設置する場合、施設の用に供する資産	平成29年4月1日から令和6年3月31日までに企業主導型保育事業にかかる運営費の補助を受けた者が、当該事業の用に供するために取得したもの 最大5年間	2分の1	
				2分の1	
第45項	機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具・備品及び建物附属設備	川口市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した新規の機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具・備品及び建物附属設備 (償却資産として課税されるものに限る)	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得されたもの 取得から3年間	2分の1	
				【賃上げ方針を計画内に位置付けた場合】 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得されたもの 取得から5年間	3分の1

6 非課税とされる資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が非課税となります。このような資産をお持ちの方は、非課税申告書及び添付書類をあわせて提出してください。なお、不明な点についてはお問い合わせください。

7 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、ご注意ください。

また、申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあります。

なお、申告漏れ等の場合、地方税法第17条の5第5項の規定により申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税(最大5年間)となりますので、ご注意ください。



申告対象となる主な償却資産(業種別)

業種	資産の名称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	P10をごらんください。
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング機器
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
諸芸師匠業 貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装等

※ 上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

耐用年数表(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋)

※ さらに詳しくお知りになりたい方は、同省令をご参照ください。

資産種類	細目	耐用年数	資産種類	細目	耐用年数			
構築物	建物	物置(簡易なもの)・ゴミ置場	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	カーテン、座布団、寝具、丹前、その他類似の繊維製品	3			
	建物附属設備	可動間仕切り(簡易なもの)		食事または厨房用品	2			
		受変電設備		陶磁器製・ガラス製のもの				
	構築物	工場緑化施設		工場緑化施設	その他のもの	5		
				その他の緑化施設及び庭園	その他	15		
		舗装路面		コンクリート敷、ブロック敷	主として金属製のもの		8	
				アスファルト敷	その他のもの			
				露天式立体駐車場設備				
		構築物		下水道(コンクリート造)		電子計算機	4	
				コンクリートブロック塀		パソコン(サーバー用のものを除く)		
				フェンス(金属造の塀)		その他のもの(サーバー)		
				広告用のもの	金属造		複写機、計算機、レジスタ、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
					その他のもの		電話設備その他の通信機器	6
外灯			デジタル構内交換設備					
機械装置	立体駐車場のターンテーブル		10	その他のもの	10			
	食料品製造業用設備	10	看板、ネオンサイン及び気球	3				
	自動車整備業用設備	15	その他のもの	10				
	農業用設備	7	主として金属製のもの					
	クリーニング設備	13	その他のもの					
工具・器具・備品	事務機、椅子、キャビネット	主として金属製のもの	15	金庫	手さげ金庫	5		
		その他のもの	8		その他のもの	20		
		応接セット		接客業用のもの	5	理容又は美容機器		5
	接客業用のもの	8						
	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	陳列棚、陳列ケース	冷凍機付または冷蔵機付	6	医療機器	消毒殺菌用機器	4	
			その他のもの	8		手術機器	5	
		その他の家具	接客業用のもの	5		調剤機器	6	
			接客業用のもの	5		歯科診療用ユニット	7	
		ラジオ、テレビ、テープレコーダ、その他音響機器		5		その他のもの	レントゲン、その他電子装置使用機器	4
			冷房用または暖房用機器、冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気機器、ガス機器	6		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器		
			じゅうたん、その他床用敷物				その他のもの	6
	小売業、接客業用のもの		3	前掲のもの以外のもの	漁具	3		
		その他のもの	6		自動販売機	5		
			無人駐車管理装置	5				

8 実地調査のお願い

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、**現年度だけでなく、過年度(最大5年間)に遡及することもあります**のであらかじめご承知おきください。

9 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けけた家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。

附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

区 分	家屋に含めるもの (固定資産(家屋)評価基準にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 電灯コンセント配線設備 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 出退表示設備 呼出信号設備 自動車管制装置 盗難非常通報装置 電話配線設備 電気時計配線設備 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用発電設備 受変電設備 ネオンサイン スポットライト、投光器 家屋と分離している屋外照明設備 分電盤より外側の配線 電話機、電話交換機 親時計、子時計 中央監視装置 LAN配線
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水設備（受水槽を含む） 排水設備 中央式給油設備 衛生設備 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外給水管、屋外配水管 配管のない瞬間湯沸器 独立した煙突、給水塔
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン) 	<ul style="list-style-type: none"> メーターより外側の配管
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備 冷暖房設備 換気設備、換気扇、天井扇 	<ul style="list-style-type: none"> ルームエアコン
運搬設備・清掃設備	<ul style="list-style-type: none"> 気送管設備 事務用ベルトコンベアー設備 エレベーター 小荷物専用昇降機 エスカレーター 窓ふき用ゴンドラ 	<ul style="list-style-type: none"> 工場用ベルトコンベアー 垂直型搬送機
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> 固定椅子 金庫扉 	<ul style="list-style-type: none"> 取り外しの容易な簡易間仕切り 夜間金庫 機械式駐車場
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨等の非常階段 ポーチ テラス 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車置場 簡易物置

*一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

10 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いについて

以下の車両をお持ちの方は小型特殊自動車、もしくは大型特殊自動車に該当しますので、下記の図表又はフローチャートに当てはめて、正しい申告をお願いいたします。

※ただし、同種の車両であっても、下表の要件をすべて満たす場合は、小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、**公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税の申告が必要です。**

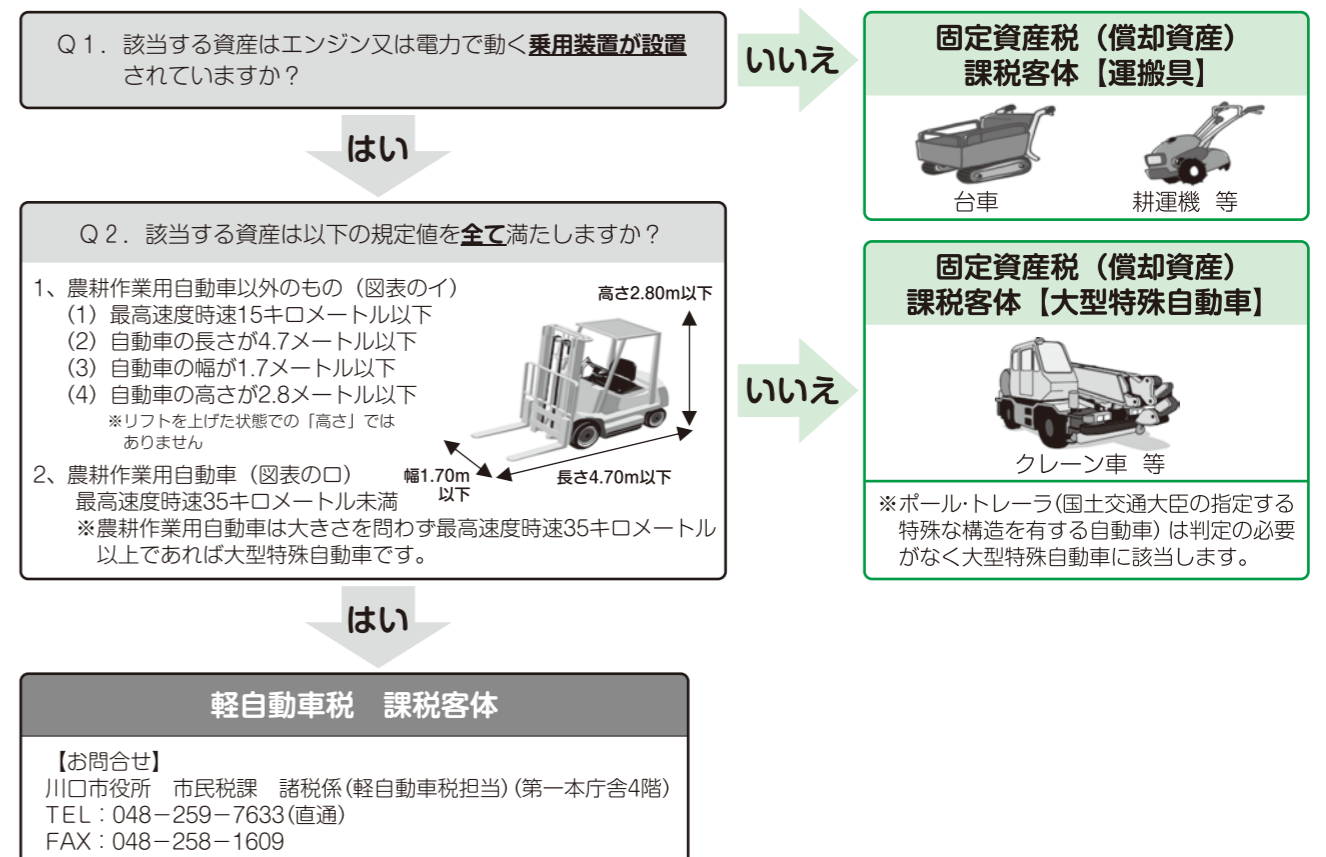
〈図表〉

自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
	長さ	幅	高さ		
イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	非該当
				大型特殊自動車	該当
				上記以外のもの	
ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	-	-	-	小型特殊自動車	非該当
				大型特殊自動車	該当
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				大型特殊自動車	該当

上表イに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

〈フローチャート〉



Ⅲ 償却資産申告書の書き方


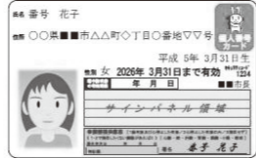
**新規の場合は記入例を参考に
あてはまる部分を全てご記入ください。**

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入にご協力ください。

※個人名で申告される方は、本人確認のため以下の書類を添付（提示）してください。

①【本人が申告書を提出】

以下の1～2の確認資料を郵送の場合は写しを添付。窓口での提出の場合は提示。

1 番号確認資料	2 身元確認資料
・個人番号カード(裏面)	・個人番号カード(表面)
 ・通知カード ・個人番号を記載した住民票等のうち1通	 ・本人確認ができる書類(免許証等) ・プレ印字された申告書等のうち1通

②【代理人が申告書を提出】

以下の1～2の確認資料の写しを添付。3は原本を添付。(郵送・窓口共通)

1 本人の番号確認資料	2 代理人の身元確認資料	3 代理権確認資料
・本人の個人番号カード(裏面) ・本人の通知カード ・本人の個人番号を記載した住民票等 のうち1通	・代理人の個人番号カード(表面) ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票等 代理人の写真付き身分証明書 (官公庁発行のもの)のうち1通	・税務代理権限証書 ・委任状等 代理権を証する書類 ・プレ印字された申告書

令和 年 月 日 (あて先) 川口市長		令和 6 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		900012345 ※所有者コード 3052323123	
(ふりがな) 1 住所 (又は納税通知書送付先)	〒332-0031 埼玉県川口市青木2丁目1番1号 (電話 123-456-7890)		3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	第二十六号様式 (提出用) 該当するものを○で囲んでください。 8 (短縮耐用年数の承認) が㊦の場合は 国税局長の承認書の写し 9 (増加償却の届出) が㊦の場合は 税務署に提出した増加償却届出書の写しを 添付してください。
(ふりがな) 2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	株式会社 きゅぼらん 川口 太郎 (法人の場合は代表者名を記入してください。押印は不要です。)		4 事業種目(資本等の金額) 各種食料品小売業 (10 百万円)	9 増加償却の届出 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
			5 本市における事業開始年月 昭和57年 5月	10 非課税該当資産 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
			6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 領家 二郎 (電話 123-000-0000)	11 課税標準の特例 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
			7 税理士等の氏名 戸塚 三郎 (電話 123-111-1111)	12 特別償却又は圧縮記帳 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
				13 税務会計上の償却資産 定率法・定額法 <input checked="" type="radio"/>	
				14 青色申告 <input checked="" type="radio"/>	
資産の種類	取 得 価 値 額 (円)			15 川口市内における事業所等資産の所在地	
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) (ニ)	① 川口市青木2-1-1
1 構築物	4,315,000			4,315,000	②
2 機械及び装置	8,615,000			8,615,000	③
3 船舶		減少用紙の資産ごとの計を記入	増加用紙の資産ごとの計を記入	それぞれの計を記入	
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	2,050,000	1,300,000	3,500,000	4,250,000	16 借用資産 (有・無) 川口市本町1丁目17-1 川口リース株式会社
7 合計	14,980,000	1,300,000	3,500,000	17,180,000	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
	資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)	18 備考 (添付書類等) 増減なし
	1 構築物				※市処理欄 台帳チェック
	2 機械及び装置				申告書入力・明細書入力
	3 船舶				所有者情報の異動
	4 航空機				入力方法 オンライン・その他
	5 車両及び運搬具				入力チェック
	6 工具、器具及び備品				
	7 合計				

記入する必要はありません。
(ただし、自社の電子計算機を利用し
申告される方は、記入してください。)

㊦の場合は債主(リース会社等)の名称等をご記入ください。

— 記入のポイント —
 1. 住所
 6. 応答者
 7. 税理士等
 15. 資産の所在地
 など印字に訂正等がありましたら
 二重線で消して余白に正しいものを記入してください。
 4. 事業種目は具体的に記入してください。
 17. 家屋の所有区分は
 川口市における事業所の家屋区分を○で記入ください。

増加資産の申告（前年中に取得したもの(ハ)）

- ・令和5年1月2日～令和6年1月1日までに取得した資産（新規・中古を含む）
- ・今までの申告漏れ資産（過年度申告分）がありましたら、この用紙にご記入ください。

令和6年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)		所有者名							
所有者コード		資産の種類		株式会社 きゃぽらん							
3052323123		1 機 器 類 2 機 械 及 び 装 置 3 船 舶 4 航 空 機 5 車 両 及 び 運 搬 具 6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		1 枚のうえ 1 枚							
資産の種類 番号	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月 年 月	取得価額 千円 百円 十円 円	耐用年数	減価残存率	価額の特例 率 コード	課税標準額 千円 百円 十円 円	増加事由	摘要
01	6	応接セット	1	5 5 0 4	5000000	8	0.			① 2 3・4	
02	6	冷暖房機器	1	5 5 1 0	3000000	6	0.			① 2 3・4	
03										1・2 3・4	
04										1・2 3・4	
05										1・2 3・4	記入する必要はありません。
06										1・2 3・4	
07										1・2 3・4	(ただし、自社の電子計算機を 利用し申告される方は記入し てください。)
08										1・2 3・4	
09										1・2 3・4	
10										1・2 3・4	
11										1・2 3・4	
12										1・2 3・4	
13										1・2 3・4	
14										1・2 3・4	
15										1・2 3・4	
⑤ 小 計			2		3500000						川口市

注意・「取得年月の年号」の欄は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記入してください。
④・「増加事由」の欄は、1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他 のいずれかに○印を付けてください。

黒枠は必ずご記入ください。

- 所有者コード・所有者名を申告書を参考にご記入ください。
※初めて申告される方につきましては、所有者コードをご記入いただく必要はございません。
- 資産の種類 P 4 (上) 参照
- 資産の名称等～耐用年数 ※年号:昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記入してください。
耐用年数 P 8 参照
- 増加事由にも下段の注意書きを参考に○をお願いします。
- 小計 そのページの増加した数量及び取得価額の合計を記入してください。

減少資産の申告（前年中に減少したもの(ロ)）

- ・令和5年1月2日～令和6年1月1日までに減少した資産（※一部減少含む）がありましたら、この用紙にご記入ください。
- ・全資産で申告されている方におかれましても、減少資産用の種類別明細書をご提出ください。

令和6年度		種類別明細書 (減少資産用)		所有者名					
所有者コード		資産の種類		株式会社 きゃぽらん					
3052323123		1 機 器 類 2 機 械 及 び 装 置 3 船 舶 4 航 空 機 5 車 両 及 び 運 搬 具 6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		1 枚のうえ 1 枚					
資産の種類 番号	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月 年 月	取得価額 千円 百円 十円 円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 1 全部 3 移動 4 その他 2 一部	摘要
01	6000000001	レジスター	1	3 5 8 0 5	500000	05		1・②・3・4 ①・2	
02	6000000003	応接セット	1	4 0 3 0 7	400000	08		1・②・3・4 1・②	取得価額55万のうち540万減少
03	6000000006	パソコン	1	4 2 4 0 6	300000	06		1・2・3・4 1・2	耐用年数6年→4年に変更
04	6001000001	プリンター	1	4 2 6 0 3	100000	05		1・②・3・4 ①・2	
05								1・2・3・4 1・2	
06								1・2・3・4 1・2	
07								1・2・3・4 1・2	
08								1・2・3・4 1・2	
09								1・2・3・4 1・2	
10								1・2・3・4 1・2	
11								1・2・3・4 1・2	
12								1・2・3・4 1・2	
13								1・2・3・4 1・2	
14								1・2・3・4 1・2	
15								1・2・3・4 1・2	
④ 小 計			4		1300000				川口市

黒枠は必ずご記入ください。

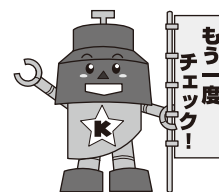
- 所有者コード・所有者名を申告書を参考にご記入ください。
※初めて申告される方につきましては、所有者コードをご記入いただく必要はございません。
- 資産の種類～耐用年数 ※年号:昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記入してください。
同封の種類別明細書を参照のうえ記入してください。
- 減少の事由及び区分
それぞれ○をお願いします。
※資産の一部が減少した場合(③減少の区分欄で「2 一部」に○をつけた場合)減少した部分
に対する数量・取得価額を摘要に記入してください
- 小計 そのページの減少した数量及び取得価額の合計を記入してください。

申告書を提出する前に、もう一度確認！

固定資産税償却資産申告のチェックリスト

下記の項目が記入されている場合は☑を入れてください。

- 令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産である。
- 川口市にある資産で資産所在地を記入しているか。
- 資産の名称・取得年月・耐用年数に記載漏れ・誤りはないか。
- 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産や簿外資産も申告しているか。
- 少額資産[申告の手引 P.3 (2) 少額の減価償却資産の取扱い]であっても減価償却しているものを申告しているか。



IV 償却資産 Q & A

- Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？
- A 耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の**課税対象となります**。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%となります。
- Q 赤字のため減価償却を行っていない資産でも、償却資産の申告対象になりますか？
- A たとえ現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却されるべき性格の資産であれば、**申告対象になります**。
- Q カーナビゲーションは、償却資産の申告対象になりますか？
- A 自動車税（又は軽自動車税）の対象である自動車等に取り付けられたカーナビゲーション等の機器については、性能、型式、構造等が自動車用として特別に設計されており、自動車固有の装置と認められますので、**申告対象になりません**。